

川崎市が進める

地方分権改革



地方分権改革の意義

地方分権改革とは

住民に身近な行政は、住民に近い
地方公共団体が自主的かつ総合的に
担い、地域の諸課題に取り組むことが
できるようにする改革

なぜ地方分権改革に取り組むのか

- 中央集権型行政システムの**制度疲労**
- 変動する**国際社会**への対応
- 東京**一極集中**の是正
- 個性豊かな**地域社会の形成
- 高齢社会・少子化社会**への対応

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第一条の二

第1項

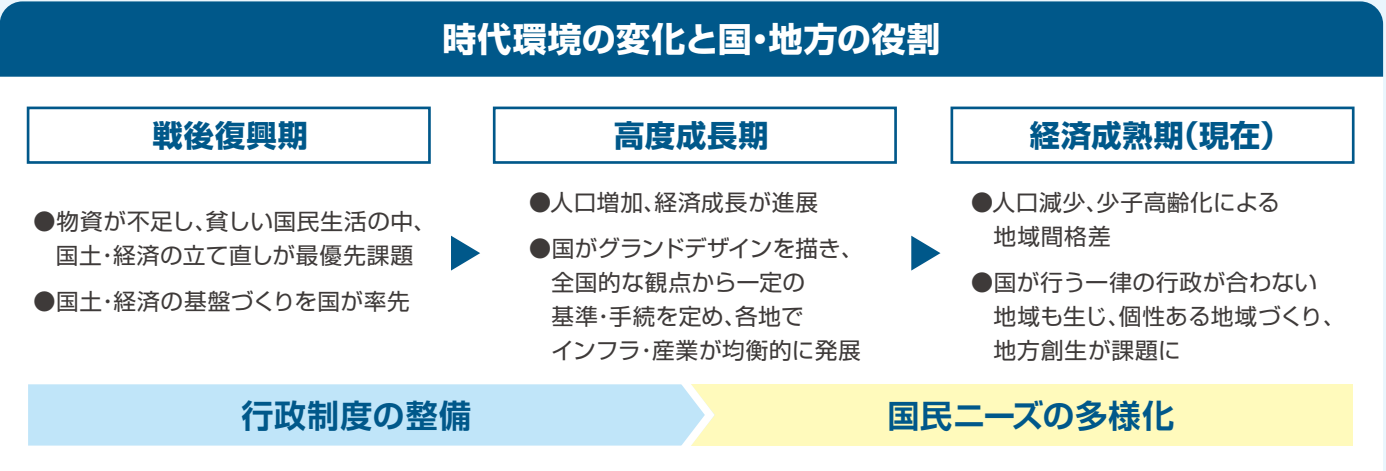
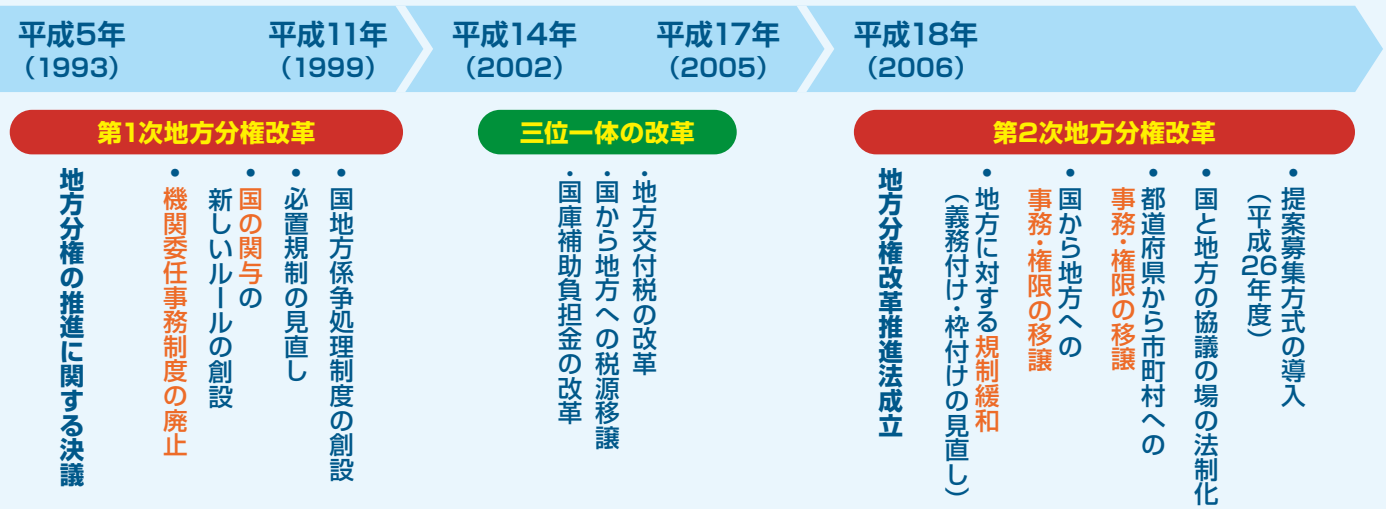
地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、**地域における行政を自主的かつ総合的に実施**する役割を広く担うものとする。

第2項

国は、（中略）国が本来果たすべき役割を重点的に担い、**住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として**、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、**地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。**

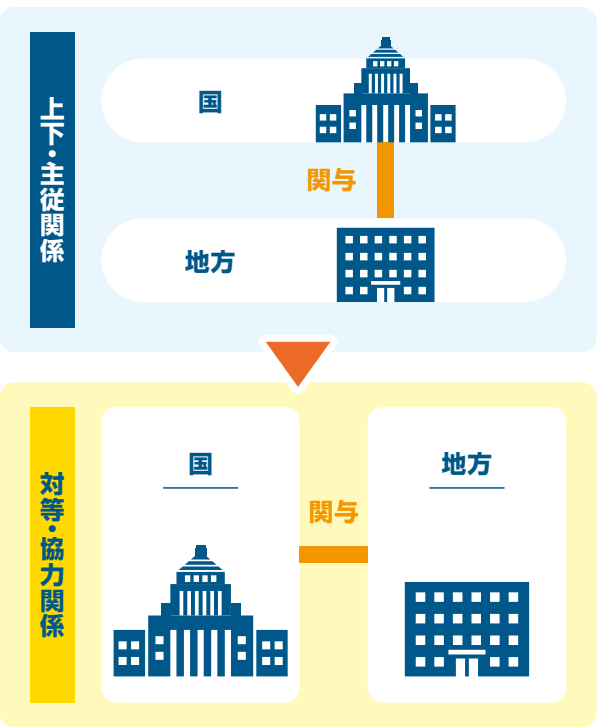
※この規定は、地方分権改革の流れを受けて平成12（2000）年4月1日から追加された規定です。

地方分権改革の歴史



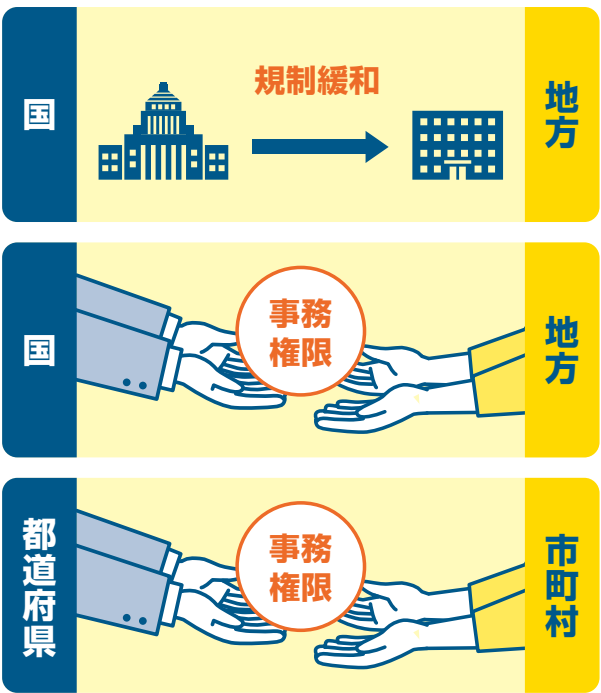
第1次地方分権改革

国と地方を「**上下・主従関係**」から「**対等・協力関係**」に



第2次地方分権改革

地方（特に基礎自治体）※の裁量や事務・権限を拡大



※基礎自治体とは、国の行政区画の最小単位で、市町村および特別区を指します。

川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」(改訂版) 令和4(2022)年2月

基本理念

持続可能で個性豊かな都市の実現に向け、
地域課題に総合的かつ的確に対応できる自治体を目指します

基本目標

- ① 自主的・総合的な行政を確立します
- ② 地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進します
- ③ 首都圏域における大都市としての役割を果たします

基本方向

1

特別市制度創設に向けた
取組の推進

2

国の動向を踏まえた
権限移譲等の推進

3

分権時代にふさわしい
県市関係の構築

4

自治体間の
広域的な連携の推進

5

税財政制度の
見直しの促進等

基本方向 1

特別市制度創設に向けた取組の推進

地方分権改革が推進される中で、すでに住民に身近な行政サービスのほとんどを指定都市が担っています。しかし、65年以上にわたり継続されてきている指定都市制度では、地域の課題に取り組む上で課題も多くなっています。持続可能な都市を実現するため、川崎市が目指す大都市制度である特別市制度の創設に向けた取組を推進していきます。



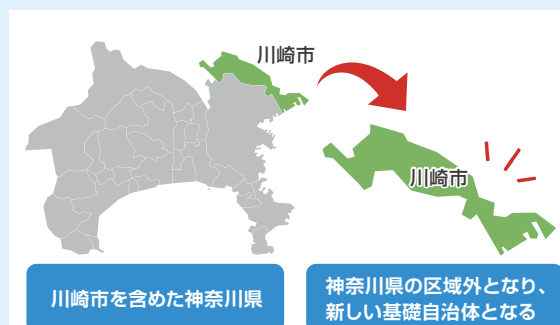
指定都市市長会の
「多様な大都市制度
実現プロジェクト」



プロジェクトリーダーとして
座長を務める福田市長

川崎市が目指す特別市の概要

川崎市が神奈川県以外の区域外となり、川崎市が原則として県の機能を全て担う制度です。



川崎市を含めた神奈川県

神奈川県の区域外となり、
新しい基礎自治体となる

基本方向 2

国の動向を踏まえた権限移譲等の推進

国の提案募集方式を活用し、権限移譲等につながる提案を行っていきます。また、規制緩和(義務付け・枠付けの廃止)等についても提案し、地域の実情に合わせたまちづくりを推進します。

提案募集方式とは

地域の課題を解決するために、地方から国に対し、権限移譲や、現実の実情に合わない・非効率なルール(法令・通知等を含む)の改善を提案できる制度です。



基本方向 3

分権時代にふさわしい県市関係の構築

分権時代にふさわしい神奈川県との関係を構築するとともに、他の指定都市等とも連携しながら、県に対して権限移譲等を働きかけていきます。

- 県との協議による権限移譲の推進
- 県内三指定都市との連携の推進



川崎市神奈川県調整会議

基本方向 4

自治体間の広域的な連携の推進

首都圏に位置する大都市としてその役割を果たすとともに、社会経済環境の変化を踏まえながら、地方自治法に規定されているような手法(一部事務組合、協議会等)も含めた様々な手法により、新たな課題等に対応できるよう、他の自治体と連携していきます。

例 九都県市首脳会議、指定都市市長会議、宮崎県との連携 等

九都県市首脳会議



基本方向 5

税財政制度の見直しの促進等

川崎市も含む指定都市は、大都市特有の財政需要に対応した税制上の措置が十分に行われていないため、大都市である川崎市の権限に見合う税財源の確保や、税財政制度の見直し等を促進していきます。



総務大臣への要請活動

地方分権改革の効果・実績

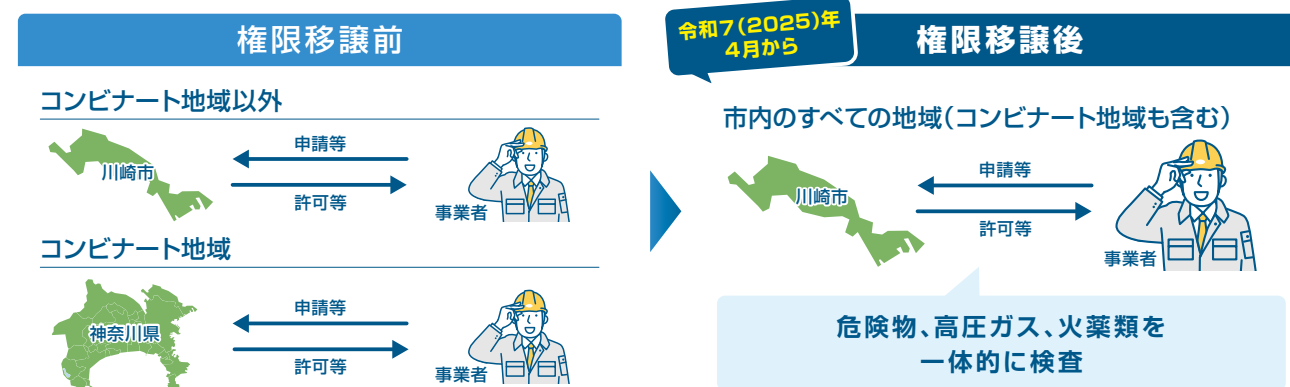
効果
1

一体的な指導で安全安心のまちづくり

事務処理特例条例

コンビナート地域における高圧ガス製造許可等

高圧ガスの製造許可等の高圧ガス保安法の事務は、コンビナート地域のみ神奈川県が所管し、コンビナート地域以外は川崎市が所管していましたが、令和7(2025)年4月から川崎市内のすべての地域で、川崎市が事務を所管することになりました。これにより、これまで高圧ガスの手続きは神奈川県が、それ以外の危険物の手続きは川崎市が行っていた状況から、権限移譲後はすべて川崎市が行うこととなり、一体的な手続きが可能になりました。



- ▶ 一体的な指導によって**保安体制が充実**
- ▶ 災害発生時に**迅速かつ円滑な対応が可能に**

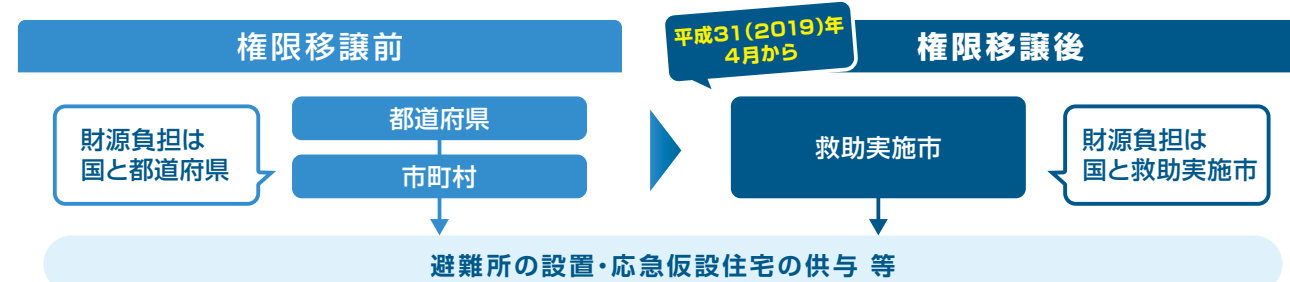
効果
2

災害時、地域の救助が迅速に

法改正による権限移譲

災害救助法に基づく救助実施市制度

災害時の応急仮設住宅の整備などの事務は、かつて都道府県知事が担っていましたが、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の発生時には府県と市の調整に時間がかかり、整備が遅れるなどの状況がありました。平成31(2019)年4月に災害救助法が改正され、指定都市の中で救助実施市に指定された市は自らの事務として被災者の救助を行うことが可能になりました。(川崎市も平成31(2019)年4月に救助実施市に指定)



- ▶ 川崎市においても、令和元年東日本台風時は、市長の権限で法の適用を申請でき**迅速な対応が実現**
- ▶ 都道府県は救助実施市以外の対応に注力することができ、**各地への救助の迅速化に期待**

効果
3

空き家対策をさらに効果的に

提案募集方式の活用

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく電気・ガス供給事業者への情報提供要請

空家等の対策を推進するため、令和5(2023)年12月から、市区町村長は、電気、ガス等の供給事業者等に対して、その保有する契約情報等の提供を求めることができるよう川崎市の提案を契機として法律が改正されました。これにより建物の所有者や契約状況が把握できることとなったため、空き家対策のさらなる進展が期待されます。



- ▶ 空き家所有者の**把握が容易に**
- ▶ 管理が不適切な空き家の**対策が円滑に**

これまでの地方分権改革により、地域の創意工夫による取組が増加

都市部での自動運転実装手法を自治体が提案 最先端技術を搭載した自動運転バスで実証実験を実施

深刻化する運転手不足の影響などから、路線バスの減便が余儀なくされる中、令和7(2025)年1月から全国初の都道府県をまたぐルートと1日30万人以上の人々が利用する川崎駅前を走行するルートにおいて、最先端技術を搭載した最新型EV車両で自動運転バスのEVバス車両を導入した実証実験を行っています。都市部ならではの交通課題に応じた自動運転バスの実装手法を自治体から提案し、民間企業や大学などと連携して挑戦する事例が生まれています。



- ▶ 運転手不足に悩む他の地域に**展開**
- ▶ 川崎臨海部で**自動運転を活かしたまちづくり**

問合せ／リンク

川崎市では、市民サービスの向上に向けて地方分権改革に取り組んでいます。
地方分権改革に関する川崎市や国の取組について、
詳しく知りたい方は、以下をご覧ください。

川崎市の取組について

地方分権改革の推進に向けた川崎市の方針や取組がご覧いただけます。

▶ **川崎市 地方分権改革ホームページ**

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/222-4-0-0-0-0-0-0-0.html>



国の取組について

国(内閣府)の考え方や方針がご覧いただけます。

▶ **内閣府 地方分権改革ホームページ**

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/>



▶ **内閣府 地方分権改革推進室 公式YouTube**

<https://www.youtube.com/channel/UCqi9G5O47sa42YHIRlvMgoQ>



川崎市総務企画局都市政策部 地方分権・特別市推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話: 044-200-2475

メール: 17tihobu@city.kawasaki.jp

令和7(2025)年3月発行

